

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 ITbook 株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 恩田 饒
(コード番号：3742 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 山口成一
(電話番号 03-6435-8711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり平成27年6月25日開催予定の第27回定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約の締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、非業務執行取締役および監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第 29 条（取締役の責任免除）および第 39 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 29 条（ <u>社外</u> 取締役の責任免除） (新設) 当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	第 29 条（取締役の責任免除） 当社は、 <u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第39条（<u>社外監査役</u>の責任免除） （新設）</p> <p>当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第39条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のため株主総会開催予定日

平成27年6月25日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成27年6月25日（木曜日）

以上